

社援発 1029 第 5 号

令和 6 年 10 月 29 日

各 消費生活協同組合（連合会）代表理事 殿

厚生労働省社会・援護局長

（ 公 印 省 略 ）

令和 6 年度消費生活協同組合（連合会）実態調査の実施について

標記調査については、かねてよりご協力いただきありがとうございます。令和 6 年度においては、別紙「令和 6 年度消費生活協同組合（連合会）実態調査要綱」により実施しますので、格別のご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和6年度消費生活協同組合（連合会）実態調査要綱

1 目的

消費生活協同組合（以下「組合」という。）及び消費生活協同組合連合会（以下「連合会」という。）に関する基本的事項を明らかにし、所管生協の指導監督及び施策に資することを目的とする。

2 調査対象

全国の組合及び連合会の全数を対象とする（休止中を含む）。

3 調査の対象となる期間

令和5年4月1日の属する事業年度とする。

4 調査の事項

次の調査票に掲げる事項とする。

（1）組合票（別添1）

組合が、回答を記入する調査票

（2）連合会票（別添2）

連合会が、回答を記入する調査票

5 調査の実施体制及び方法

（1）実施体制

各組合及び連合会（組合票、連合会票）

- ・ 厚生労働省より委託を受けた民間事業者（以下「民間事業者」という。）が、各組合若しくは連合会に電子メール又は郵送にて組合票若しくは連合会票を送付。
- ・ 各組合若しくは連合会は、調査票に記入する。なお、組合は組合票のみに、連合会は連合会票のみに記入する。
- ・ 各組合若しくは連合会は、民間事業者に調査票を提出する。

民間事業者 → 各組合・連合会 → 民間事業者

(2) 調査の方法

調査票の配布及び回収は原則として、電子メールにて行う。ただし、電子メールによる提出が困難な場合は郵送により提出することも可とする。

6 留意事項

(1) 本調査における合併した組合及び連合会の取扱い

ア 調査対象事業年度中に合併した場合

組合票及び連合会票のいずれも存続組合及び連合会(以下「存続組合等」という。)のみを調査の対象とする。

イ 調査対象年度後に合併した場合

存続組合等と消滅組合及び連合会（以下「消滅組合等」という。）の双方を調査の対象とする（存続組合等が消滅組合等の内容を含め記入する。）。

(2) 本調査における解散した組合及び連合会の取扱い

調査対象事業年度中においては事業を行っていたが、調査対象年度の次年度以降に組合及び連合会が解散したことにより調査が不可能な場合、調査対象に含めない。

7 回收期限

民間事業者への提出期限は、令和6年12月2日（月）とする。

8 集計及び結果の公表

調査票の回収及び集計は、民間事業者において行うこととする。集計結果は厚生労働省において、集計後速やかに公表する。